

## 後期高齢者医療保険料を一部見直します

問国保年金課 ☎(582)1120 ☎(583)3911  
 県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 ☎(522)3023

平成31年度の後期高齢者医療保険料について、一部見直しを行います。保険料を記載した決定通知は7月に郵送します。

### ①所得が低い人への均等割軽減率の変更されます

経過措置として行われていた均等割の9割軽減および8.5割軽減について、平成31年度から段階的に変更されます(下表参照)。なお、これまで9割軽減の対象であった人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化の対象になる場合があります。

対象	均等割の軽減割合		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
これまで8.5割軽減の対象の人	8.5割(激変緩和措置として据え置き)	7.75割	7割
これまで9割軽減の対象の人	8割	7割	7割

### ②元被扶養者の均等割軽減が変更されます

これまで制度加入年数にかかわらず5割軽減を適用していましたが、平成31年度以降は加入後2年以内のみ適用に変更されます。※所得割はこれまでどおりかかりません。

### ③均等割の軽減範囲が一部拡大されます

#### ・均等割が5割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人  
 (改正前)「基礎控除額(33万円)」+「27.5万円×世帯の被保険者数」  
 (改正後)「基礎控除額(33万円)」+「**28万円**×世帯の被保険者数」

#### ・均等割が2割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人  
 (改正前)「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」  
 (改正後)「基礎控除額(33万円)」+「**51万円**×世帯の被保険者数」



### 平成31年度国民年金保険料のお知らせ

平成31年度の国民年金保険料額は、月額1万6,410円です。日本年金機構から送られる納付書で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、電子納付で納めることができます。

また、クレジットカードによる納付や口座振替もできますので、ご利用ください。

#### 問草津年金事務所

☎(567)2220  
 ☎(582)1120  
 ☎(582)1138

### 固定資産土地・家屋価格等の帳簿縦覧

ご自身の固定資産の評価額が適正かどうか判断できるよう、縦覧できます。

時 4月1日(月)～5月31日(金)の平日午前8時30分～午後5時15分

#### 所 税務課

・縦覧できる人・帳簿

土地の納税者…土地価格等縦覧帳簿  
 家屋の納税者…家屋価格等縦覧帳簿

持 納税者本人(本人確認ができる書類)、代理人(委任状、代理人の本人確認ができる書類)

#### 問 税務課

☎(582)1115  
 ☎(583)9738

